

## 松江市補助金等交付規則

### (目的)

第1条 この規則は、法令その他別に定めがあるものを除くほか、松江市が交付する補助金等の交付に関する基本的な事項を定めることにより、補助金等に係る予算の執行及び交付の適正化を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 補助金等 松江市が松江市以外の者に対して交付する補助金、利子補給金、事業共催の場合の負担金その他相当の反対給付を受けない給付金をいう。
- (2) 補助事業等 補助金等の交付の対象となる事務又は事業をいう。
- (3) 補助事業者等 補助事業等を行うもの（補助事業等を行う者とその費用を支弁する者が異なるときは、その費用を支弁する者を含む。）をいう。
- (4) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第 77号。次号において「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (5) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (6) 役員等 法人その他の団体（以下「法人等」という。）において、業務を執行する役員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該法人等に対し業務を執行する役員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。

### (補助の対象等)

第3条 補助金等の名称、目的、交付の対象である事務又は事業の内容及びその交付の率又は金額等は、別に定めて告示する。ただし、市長が必要ないと認めるときは、告示せずこれらの事項をその相手方に通知する。

### (交付の申請)

第4条 補助金等の交付の申請をしようとする者（以下「申請人」という。）は、補助金等交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
  - (2) 収支予算書（事業を認定するに足る範囲のもの）
  - (3) 工事の施行にあつては実施設計書
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 前項の申請書に記載すべき事項の一部又は同項の規定による添付書類は、当該補助事業等の認定上必要ないと認める場合においては、これを省略することができる。
- 3 第1項の規定による補助金等交付申請書の提出は、補助事業等の着手日までに行わなければならない。ただし、市長が認めた補助事業等については、この限りでない。

### (交付の決定)

第5条 市長は、補助金等の交付の申請があつたときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請に係る補助金等の交付が法令及び予算で定めるところに違反しないかどうか、補助事業等の目的及び内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤りがないかどうか等を調査し、補助金等を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金等の交付の決定をするものとする。

2 市長は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、補助金等の

交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金等の交付の決定をすることができる。

(補助事業等からの暴力団排除)

第5条の2 市長は、申請人が次に掲げるもの（以下「暴排措置対象者」という。）であると認める場合は、補助金等の交付の決定をしないものとする。

- (1) 暴力団
  - (2) 暴力団員
  - (3) 役員等が暴力団員であるなど、暴力団がその経営又は運営に実質的に関与している法人等
  - (4) 暴力団員であることを知りながら暴力団員を役員等として使用し、又は雇用している法人等
  - (5) 不正な利益を得る目的又は第三者に損害若しくは危害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している法人等
  - (6) 暴力団又は暴力団員に資金を提供するなど、暴力団の活動に関与している者
  - (7) 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供するなど、暴力団の活動に関与している法人等
  - (8) 役員等が、暴力団又は暴力団員が実質的に経営又は運営に関与している法人等であることを知りながら、当該法人等と下請契約、業務の委託契約、資材の購入契約等を締結している法人等
  - (9) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - (10) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している法人等
- (交付の条件)

第6条 市長は、補助金等の交付の決定をする場合において、法令及び予算で定める補助金等の交付の目的を達成するため、必要な条件を付することができる。

(決定の通知)

第7条 市長は、第5条第1項の決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに条件を付した場合は、その条件を補助金等交付決定通知書（様式第2号）により申請人に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第8条 申請人は、前条又は第10条第2項の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る補助金等の交付の決定の内容及びこれに付された条件に不服があるときは、その通知を受領した日から7日以内に、文書をもって申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金等の交付の決定はなかつたものとみなす。

(補助事業等の遂行)

第9条 補助事業者等は、法令の定め並びに補助金等の交付の決定の内容及びこれに付された条件その他法令に基づく市長の処分に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業等を行わなければならない。補助金等の他の用途への使用をしてはならない。

(決定内容の変更等)

第10条 補助事業者等は、第5条第1項の規定により補助金等の交付の決定を受けた補助事業等の進捗又は内容の変更により当該補助金等の額に増減が生じる場合は、補助金等変更交付申請書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、これを審査し、第5条第1項の規定により決定した補助金等の額を変更するときは、補助金等変更交付決定通知書(様式第3号の

2)により、補助事業者等に通知するものとする。

3 補助事業者等は、第5条第1項の規定により補助金等の交付の決定を受けた補助事業等について、内容の変更をするとき(第1項の規定により補助金等の変更交付申請をするとき、又は軽微な内容の変更をするときを除く。)、予定の期間内に完了しないとき、又は遂行が困難となり中止若しくは廃止するときは、補助事業等変更・中止・廃止承認申請書(様式第3号の3)を市長に提出しなければならない。

4 市長は、前項の申請書の提出があったときは、これを審査し、承認するときは、補助事業等変更・中止・廃止承認通知書(様式第3号の4)により、補助事業者等に通知するものとする。

(着手届及び完了届)

第11条 補助事業者等は、補助事業等に着手したとき及び当該補助事業等が完了したときは、速やかに補助事業等着手・完了届(様式第4号)を市長に提出しなければならない。ただし、市長が認めた補助事業等については、この限りでない。

(実績報告)

第12条 補助事業者等は、補助事業等が完了したとき(補助事業等の中止又は廃止の承認を受けたときを含む。)は、その完了した日から速やかに補助事業等の実施状況を記載した補助事業等実績報告書(様式第5号)に市長が定める書類を添えて報告しなければならない。

(補助金等の額の確定)

第13条 市長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、当該報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金等の額を確定し、補助金等確定通知書(様式第6号)により当該補助事業者等に通知するものとする。

(交付の時期)

第14条 補助金等は、補助事業者等が当該補助事業等を完了した後において交付するものとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、補助事業等の完了前に補助金等の全部又は一部を交付することができる。

2 補助事業者等は、前項の規定により補助金等の交付を受けようとするときは、補助金等交付請求書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第15条 市長は、補助事業者等が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受けたとき。

(2) 補助金等を他の用途に使用したとき。

(3) 補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき、若しくは市長の処分に従わなかったとき。

(4) 暴排措置対象者であるとき。

2 前項の規定は、補助事業等について交付すべき補助金等の額の確定があった後についても適用する。

3 市長は、第1項の規定による取消しをした場合は、補助金等交付決定取消通知書(様式第7号の2)により、補助事業者等に通知するものとする。

(補助金等の返還)

第16条 市長は、前条の規定による補助金等の交付の決定を取り消した場合において、その取消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、補助事業者等に対し補助金等返還命令書（様式第8号）により期限を定めてその返還を命ずる。

2 市長は、補助事業者等に交付すべき補助金等の額が確定した場合において、既にその額を超える補助金等が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（加算金及び延滞金）

第17条 補助事業者等は、前条第1項の規定により、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金等の最後の受領の日（当該返還を命ぜられた額がその日に受領した額を超えるときは当該返還を命ぜられた額に達するまで順次さかのぼり、それぞれの受領の日）から納付の日までの日数に応じ、当該補助金等の額につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を松江市に納付しなければならない。

2 補助事業者等は、補助金等の返還を命ぜられ、これを納期限までに納付しなかったときは、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を松江市に納付しなければならない。

3 市長は、前2項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

（財産処分の制限）

第18条 補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち、次に掲げる財産を市長の承認を受けずに、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、補助事業者等が当該財産に係る補助金等の全部に相当する金額を松江市に納付した場合並びに補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して市長が定める期間を経過した場合は、この限りでない。

(1) 不動産及びその従物

(2) 機械及び主要な器具で市長が定めるもの

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が補助金等の交付の目的を達成するため特に必要であると認めて定めるもの

（関係書類の整備）

第19条 補助事業者等は、補助事業等に係る経費の収支を明らかにした書類及び帳簿を備え、当該補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しておかなければならない。

（雑則）

第20条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成17年3月31日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の松江市補助金等交付規則（昭和58年松江市規則第3号）、鹿島町補助金交付規程（昭和31年鹿島町規程第18号）、島根町補助金等交付規則（平成10年島根町規則第7号）、美保関町補助金交付規則（昭和57年美保関町規則第3号）、補助金等交付規則（昭和43年八雲村規則第6号）、補助金等交付規則（平成10

年玉湯町規則第4号)、補助金等交付規則(平成8年宍道町規則第3号)又は補助金等交付規則(昭和35年八束町規則第3号)の規定によりなされた補助金交付その他の処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

(八束郡東出雲町の編入に伴う経過措置)

- 3 八束郡東出雲町の編入の日の前日までに、補助金等交付規則(昭和38年東出雲町規則第5号)の規定によりなされた補助金交付その他の処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

この規則は、平成23年8月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。